

衆議院 文部委員會議録第七号

平成八年四月二十四日(水曜日)

午後零時九分開議

出席委員

委員長 柳沢 伯夫君

理事 片岡 武司君

理事 渡瀬 憲明君

理事 松田 岩夫君

理事 輿石 東君

理事 大和君

理事 博久君

理事 栗本慎一郎君

理事 齊藤斗志二君

理事 横内 正明君

理事 坂口 力君

理事 鳩山 邦夫君

理事 若松 謙維君

理事 小林 守君

理事 山原健二郎君

理事 出席國務大臣

理事 文部 大臣 奥田 幹生君

理事 出席政府委員

理事 文部大臣官房長 佐藤 禎一君

理事 文部省高等教育局長 雨宮 忠君

理事 文部省學術國際局長 林田 英樹君

理事 委員外の出席者

理事 文教委員会調査室長 岡村 豊君

委員の異動

四月五日

補欠選任

濱田 健一君

伊藤 茂君

第一類第六号

文教委員會議録第七号

平成八年四月二十四日

同日

伊藤 茂君

濱田 健一君

池田 隆一君

田邊 誠君

同日

田邊 誠君

池田 隆一君

同日

博義君

川島 實君

同日

博義君

川島 實君

同日

實君

博義君

同日

晉也君

裕康君

勝之君

武夫君

同日

武夫君

謙維君

石田 勝之君

同日

謙維君

石田 勝之君

同日

裕康君

晉也君

同日

同日

補欠選任

濱田 健一君

池田 隆一君

田邊 誠君

同日

池田 隆一君

同日

池田 隆一君

同日

川島 實君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

同日

博義君

父母の經濟的負担軽減に関する請願(伊吹文明君紹介)(第一一三〇号)

同(前原誠司君紹介)(第一一三一号)

同(山名靖英君紹介)(第一一八五号)

同(穀田恵二君紹介)(第一二四六号)

四十人以下学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(松本龍君紹介)(第一一三三三号)

同(松本龍君紹介)(第一一八四号)

同(松本龍君紹介)(第一二四三三号)

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一一三三三三号)

小・中・高校三十五人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(河村たかし君紹介)(第一二四四号)

同(佐藤泰介君紹介)(第一二四五号)

四十人以下学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(松本龍君紹介)(第一二九五号)

同(東順治君紹介)(第一二四六号)

同(松本龍君紹介)(第一二四七号)

同(松本龍君紹介)(第一三三七号)

同(権藤恒夫君紹介)(第一四三三八号)

同(松本龍君紹介)(第一四三九号)

教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学生・父母の經濟的負担軽減に関する請願(竹内讓君紹介)(第一三三八号)

同(谷垣碩一君紹介)(第一三四九号)

小・中・高校三十五人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(草川昭三君紹介)(第一四四〇号)

同(第一四四〇号)

四十人以下学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(松本龍君紹介)(第一四九二号)

同(松本龍君紹介)(第一五四七号)

同(松本龍君紹介)(第一六〇九号)

聴覚障害者のため、テレビなどの字幕・手話に関する著作権法の改定に関する請願(中川昭一君紹介)(第一六〇八号)

私学助成増額、行き届いた教育実現に関する請願(冬柴鐵三君紹介)(第一六一〇号)

同(松本龍君紹介)(第一六五九号)

同(松本龍君紹介)(第一七八〇号)

聴覚障害者のため、テレビなどの字幕・手話に関する著作権法の改定に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第一七八一号)

同(松本龍君紹介)(第一八六〇号)

同(松本龍君紹介)(第一九二四号)

聴覚障害者のため、テレビなどの字幕・手話に関する著作権法の改定に関する請願(佐藤謙一郎君紹介)(第一九二五号)

同(松本龍君紹介)(第一九二五号)

同(松本龍君紹介)(第一九二五号)

同(松本龍君紹介)(第一九二五号)

四月十二日

学習指導要領等の早期改訂に関する陳情書外一件(福井県三方郡美浜町郷市二五の二五美浜町議会内仲嶋忠次外一名)(第一八六号)

私立高等学校等に対する国庫補助制度の堅持と私学助成の拡充に関する陳情書外一件(福岡県大牟田市有明町二の三六牟田市議会内桑畑貢外一名)(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

同(第一八七号)

国立組踊劇場の設置に関する陳情書(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内横田進太(第一八八号))は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

○柳沢委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。奥田文部大臣。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○奥田国務大臣 まず、参議院の予算委員会が長引きましたので、大変遅参をいたしましたことを冒頭におわび申し上げます。

このたび、政府から提出いたしました日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学術研究は、人文・社会・自然科学のあらゆる分野にわたり、真理の探求を目指して行われる普遍的な知的創造活動であり、その成果は、人類の知的共有財産として、それ自体すぐれた文化的価値を有するとともに、その応用や技術化を通じて、人類、社会の発展の基盤を形成するものでございます。

二十一世紀を目前に控え、我が国が今後、潤いや活力に満ちた社会を構築し、国際社会で信頼と尊敬を確保していくためには、学術研究を未来への先行投資と位置づけ、豊かな国民生活の実現、社会、経済の発展に資する新産業の創出、地球規模問題の解決などをもちに創造性豊かな学術研究を積極的に推進することが極めて重要となっております。

このため、日本学術振興会への出資制度を創設し、大学等の研究機能を活用することにより、我が国の未来の開拓につながる知的資産の創出が期待される学術研究を推進しようとするのが、今回の改正の趣旨でございます。

第一は、日本学術振興会の目的及び業務の規定の改正でございます。

学術の応用に関する研究を行うことを日本学術振興会の目的及び業務に追加するものであります。

第二は、資本金に関する規定の新設であります。政府から日本学術振興会への出資規定を設け、日本学術振興会の資本金を百十億円とするものであります。

第三は、業務の委託の規定の新設であります。今回追加される学術の応用に関する研究の業務の一部を委託することができるものとすることをいたします。

また、行政改革の趣旨に沿って、理事の任命及び解任を会長が文部大臣の認可を受けて行うこととするのと同時に、財務諸表の官報公告など財務内容の公開に関する規定を設けることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○柳沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

す。日本学術振興会法の一部を改正する法律案につきまして、二、三気になる点がございしますので質問させていただきます。

昨年、科学技術基本法が制定されました。この科学技術基本法の二つの精神は、一つは、日本が科学技術に力を入れて、科学技術創造立国として、世界に新しい宇宙観、人間観を提供するような知識を発信する文化国家として成り立っている、これが一つ。それからもう一つは、そういう研究を通じて新しい産業を起し、豊かな国民生活を旨とする、この二つが科学技術基本法の大きな精神だと思っております。

その中で、多くの科学技術研究者を抱える大学、それから大学関連の研究機関、その役割は非常に大きいと思っております。科学技術創造立国推進の中核となっていくべきやいけません、そう思います。その科学技術基本法におきまして、国は科学技術基本計画を立てなければいけない、先ほど申し上げました二つの目的を達成するための基本計画を立てなければならぬ、こうなっております。

大学や多くの国立研究機関を所轄される文部省として、この基本計画、どういう形で基本計画に参画され、今どういう状況にあるのか。また、今回の振興法改正がその基本計画の中でどういう位置づけがあるのか、その点についてお伺いします。

○奥田国務大臣 確かに今先生がおっしゃっていただきました二つの課題、これを一貫性を持たせて、せっかく去年つくっていただいた科学技術基本法、それを土台にして科学技術基本計画を今鋭意肉づけの作業を急いでいただいております。ところでありますけれども、私は、科学技術元年というような位置づけでこれからは、人口こそ一億二千万でありますけれども、ほとんど資源がございませぬ、その我が国がこれから国際社会の中で世界から尊敬されるような国際貢献をしていくためにも、また、豊かな気持ちを一億二千万全員、国民が持つてこれからのゆとりのある生活を将来ともやっていくためにも、どうしてもこの基本計画を立派なものに仕上げたい、実は折るよとりあえず、五年間の間何をやるかというようなことを中心に今鋭意検討してもらってあるのでありますけれども、何と申しましうか、私も文部省の反省点としましては、ちょっとこれまでのところ、毎年の予算編成の段階でそういう点での国家的な配慮が十分でなかった嫌いがある中で、今度は関係の役所、つまりは文部省だけでなく、科技厅あるいは通商産業省の工業技術院の担当者とも十分連絡をとって、予算の増額だけでなくに中身についても充実をしていただくように関係プレーをとって進んでまいりたい、こういうように思っております。

○斉藤(鉄)委員 そうしますと、今回の振興会法の一部を改正する法律案は科学技術基本計画とは直接関係ない、位置づけがされていない、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○林田政府委員 科学技術基本計画につきましては、現在、大臣からお答え申し上げましたように、科学技術会議の方へ諮問が行われまして、科学技術会議でどのような内容にするかを検討中でございます。その中で、大臣が今おっしゃいましたように、私どもも事務局の一端を担っておりますので、先生が御指摘のような大学におきます研究というものが十分重視されるような内容にしていきたいというふうに考えておるわけでございます。今回の法律改正そのものも、基本的には日本学術振興会で大学におきます研究を振興するということを目的にしておりますので十分関連性のあるものではございますけれども、これが計画の中でどのような位置づけになるかはこれからの問題というふうにお考えいただければと思っております。

○斉藤(鉄)委員 今回振興会が新たに始める事業、これは日本の科学技術の発展にとって非常に大きな位置を占めると思われましますので、基本計画の中でしっかり位置づけがされるように要望いたします。

さて、話をちょっと現実に戻しますと、日本は企業を中心とした応用研究が非常にすぐれている、こういうふうにならざるを得ない。他の国の基礎研究の成果をそのままもたらしてきて、それを製品化して成功するという、その部分では非常にすぐれているというわけです。ところが、応用研究の種になるシーズを生み出す基礎研究が非常に弱いと言われております。いわゆる基礎研究だ、乗り論が欧米から出てくるわけですけれども、シーズを生み出す基礎研究を担うのが、この日本の中ではやはり大学もしくは国立研究所だと思えます。

この日本で基礎研究が弱い理由として、一つは、その大学や国立研究所に投資される研究投資が少くないということがまず一つ。欧米は、トータルの研究開発投資の四割が大学もしくは国立研究所に行っていると言われておりますが、日本の場合は二割、大まかに言って二割、欧米の半分です。研究費総額はかなり大きいのですけれども、比率的には非常に少ない。

それからもう一つ基礎研究が弱い理由として、欧米の自由それから競争的な研究環境に比べて、日本の、特に大学、それから国立研究機関が自由でぬるま湯的な体質である。欧米の自由、競争的に対して、日本は不自由そしてぬるま湯的な体質である、こういうことが言われているわけでございます。

研究費が少ないという点に関しては、科学技術基本法でこれからほとんどふやしていこうということになりました。今回の平成八年度予算案でも、文部省でもかなり科研費等、配慮がされております。問題は、この二点目のぬるま湯的な体質をどう改善していくかということになるかと思えます。この点を改善しなければ、どんなにお金をつぎ込んで、それが効果的な結果を生み出さないということになるわけでございます。

欧米の場合、大学での研究者の評価というのは非常に厳しい。研究成果を出さなければ、すぐ研究者としての地位を失う。また、アメリカの大学

もそうですが、アメリカの国立研究所、たくさんあります。ナショナルラボラトリーと言われているものがたくさんありますが、例えばオークリッジ・ナショナルラボラトリーは国立研究所ですけれども、その国立研究所自体が別の民間企業に運営されている。研究費が国から出ているだけ。ですから、国立研究所の研究員は、実はその国立研究所を運営することを委託されている民間企業の従業員という形で、研究成果が出なければ、また研究成果が評価されなくて国からの研究費が出なければ、すぐその研究者は首になる。こういう非常に厳しい状況の中で研究しているわけでございます。

日本の場合、講座制であるとかまた国立研究所の年功序列というもので、仕事ができる三十代に余り自由な発想のもとで仕事ができない。ボスの言うことを一生懸命聞いて、雑事をしなければいけない、そういうこと。それから、それに耐えて一たん教授になれば、後はもう定年まで教授のポストが保障されている。こういう不自由、ぬるま湯的な体質では、本当にこれからの科学技術の進展、学術の進展はないと思うわけでございます。

この点につきまして、今回の振興法改正は科学技術基本計画とは直接関係ないというお答えでしたけれども、基本計画の中でこの点をどういうふうにも実現されようとしているのか、この点についてお聞きいたします。

○林田政府委員 今先生が御指摘になりましたことは、実は、科学技術会議の分科会で現在いろいろな御議論いただいている中でも、たびたび出てきておる議論でございます。

確かに、欧米と我が国とは、社会の仕組みそのものが、考え方がかなり違っている面もあるように思っていますので、全く同じような形で日本の研究所、大学等が運営するものなかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、特に学術研究の場合におきましては、特に重点的に経費を投ずるようなものについては、十分な評価を行った上で、す

ぐれたものについて、それも特に若手の研究者を重点に置いた研究費を使っていただけのような体制をつくるべきではないかというような議論が大変強く行われているところでございます。

私ももといたしましても、いろいろな御指摘を受けまして、今後、大学等におきます研究を御指摘のような線でのように改善をしていけるか、これは我々なりにも考えておるところでございます。大学関係者にもお伝え申し、また学術審議会におきましても、そのような御指摘を十分お伝えして、御検討いただきたいながら、先生おっしゃいますような、本当にすぐれた研究者に必要な経費が行くというように、今後とも学術政策の方向をぜひ持っていきたいというふうに努力したいと思っております。

○奥田国務大臣 今の先生のお尋ねの中で、官民の二割というお話がございました。

確かに、平成四年ごろまではそんな数字でございました。しかし、それからバブルがはじけて不景気になりました、あの当時、民の研究費総トータルが大体十兆円、それで官は二兆円をちょっと上回った程度でございましたけれども、以後民の方が少し落ち込みまして、それから官は、これではいけないわというところで、今審議をお願いしております平成八年度の場合には、これはトータルして二兆六千億くらいになっているのですよね。平成四年から、今五千億くらいふえてきております。一方、民の方は、数字は定かではありませんけれども、幾らか落ち込んでいます。したがって、二割というような数字が、今の段階で少しは上がったのかなというような感じを持っております。

○斎藤委員 基礎研究だ乗り論を克服するために、ぜひこれからは大学また文部省管轄の国立研究所への研究投資をふやしていく努力をしていただきたい、このように思うわけでございます。

それから、先ほど学術国際局長の答弁にもございましたけれども、日本の研究システムを欧米と

全く同じようにするというのは、日本の人事制度の慣習からいたしましても確かに無理があるかと思えますけれども、競争的な環境を本当に導入していかなくては、これから研究開発投資をふやしてもそれなりの成果が出ないということを危惧しておるものですから、ぜひその努力を続けたいと思っております。

次の質問に移りますが、これまでの学術振興会は、他の機関、人が行う研究を援助する、助けるということが主目的の仕事をされていたわけですが、今度は学術の応用に関する研究をやるといふことで、研究主体になります。そうはいっても、研究そのものは、振興会から大学や国立研究所、また企業の研究員に出して、それぞれの研究員がやるわけで、振興会が金を出すとことなのです。そういう意味では今までと変わりがなくとも思えるわけですが、今回、研究の主体になるといふことの意味は何なのか、今までとどこが違ってくるのか、また、人が全く変わっていないのに研究主体になる能力はあるのか、その点についてお伺いいたします。

○林田政府委員 御指摘のとおり、日本学術振興会に対して、今回の法律改正によりまして、学術の応用に関する研究をみずから実施するというような方向で、目的、業務規定の改正をお願いいたしました。研究の主体となることを位置づけることとしておるわけでございます。しかし、先生御指摘のように、現在の日本学術振興会はみずから研究者を擁しているわけではございませんし、また研究施設も持っているわけではございません。そこで、今回の事業の実施に当たりましては、大学を中心とした学術研究機関に対して研究を委託するという方法によりまして、実際の研究プロジェクトを展開する場が多くなるかと考えております。

このような観点から、今回の法律改正では、業務委託に関する規定の新設をお願いしているところでございます。また、日本学術振興会が適切な研究施設を借り上げた上で、研究者を臨時的に雇

用して、直轄方式で研究を実施することも予定しているところではございますけれども、具体的な実施方法につきましては、今後の振興会におきまして検討を進めた上で考えたいというふうに思っております。

○齊藤(鉄)委員 研究主体になられるわけですから、振興会そのものがイニシアチブを非常に発揮できるようにするわけでございます。そういう意味で、先ほど申し上げました、現在の大学の不自由でゆるま湯的な、そういう研究風土、それを變えるところに振興会がイニシアチブをとってほしい、そうすれば、今回、振興会が研究主体になることの意味があるかと私は思うわけでござい

ます。ですから、本当に優秀で、科学技術また一般の学術でも最も研究ができるのは三十代と言われおられますが、そういう三十代の自由な発想を伸ばして、かつ、その方々が国際的な土壌の中で、競争的雰囲気の中で能力を十分に伸ばされる、非常にいい仕事をするという環境をつくり出すところに振興会の研究主体となる意味を持っていただければ今回の法律の趣旨が非常に生きるのではないかと、このように思います。

それから、今回のこの法律で一つ気になりますのは、「学術の応用に関する研究を行う」、「応用」という言葉が入っております。その点につきま

してちょっとお聞きいたします。先ほど申し上げましたけれども、科学技術基本法の精神は、一つは、文化をつくり出す、世界に発信する文化を日本がつくり出す、これが第一点。それから二点目は、新しい産業を創造して豊かな国民生活、こうなっているわけでございまして、文化ということに非常に力点が置かれております。

そういう意味で、私は、日本はもっと基礎研究といましようか、基礎研究といういろいろな定義があるので、もっと誤解を恐れずに端的に言えば、世の中の役に立つかどうかかわからないけれども、ある物事の仕組みを解明するた

めにやる研究。例えば今、最先端の素粒子論等は、本当にこれがわかったからといって経済的な効果があるのだろうか、甚だ疑問視されておりますけれども、しかし、我々が存在しているこの宇宙の根本原理を知る、その知ること非常に価値を置いて研究が進められております。

役に立つかどうかかわからないけれども、知ることによって意義を置いてやる研究、これを基礎研究というふうに言わせていただきますと、科学技術基本法で規定された精神はその基礎研究に力を注ぐというのが大きな特徴だったと私は思うわけでござい

ます。ところが、今回の学術振興会法、「学術の応用に関する研究」、「応用」という言葉が入っております。今回も各省庁いろいろな計画がございまして、例えば科学技術庁は百五十億円使って戦略的基礎研究を推進する、それから厚生省、農水省、通産省、郵政省、いずれもこの科学技術基本法の精神にのっとってお金をつき込むわけですから、いずれも目的的研究、応用研究ですね。はっきりとした研究目標を設けて、それを達成するためにやる研究がほとんどなわけでございます。ですから、大学や国立研究所を所管する文部省ぐら

いは、そういう目的的研究ではなく基礎研究に力を注ぐべきではないか、そうしなければ科学技術基本法の精神が失われる、このように私は思うわけでござい

ます。今回のこの学術振興会法の「学術の応用に関する研究」、「応用」となっているのはどういう意味があるのでしょうか。

○林田政府委員 この法律第一条の目的規定とそれから法第二十条第一項の業務規定に新たに追加されます「学術の応用に関する研究」についてのお尋ねでございますけれども、私も従来から、この「学術の応用に関する研究」と言う場合には、例えば哲学というようなものが例に挙げられましようか、そういうような直接実用化に結びつきにくいと考えられるような基礎研究を除いた学術研究を広く指しているかと解しておるわけでござい

ます。したがって、「学術の応用」と言っているわけでございますので、いわゆる基礎、応用、開発研究というふうに分けた場合の基礎研究でございまして、応用的な色彩の強い基礎研究はここに含まれると考えているわけでござい

ます。先生御指摘のように、各省庁が実施いたします出資制度は、基礎研究の推進といましても、実際は相当応用的な色彩が強いものになると考えられますので、文部省におきましては、御指摘のとおり、「学術の応用」と申しましても、基礎研究の部分重視した運用を図ってまいりたいと考えております。

○齊藤(鉄)委員 税金をつき込むわけですから、そのつぎ込んだ分だけの成果を出してもらわなければいけないということにはわかるのですけれども、成果がはつきりわかっていような研究は、はつきり言うところの研究じゃなくて、これはルーチンワークですね、こうやっていけばこういう結果が出る。ルーチンワークは他省庁に任せ、文部省ぐら

いは本当にどういう結果が出てくるかわからないというものにお金をつき込んでもらいたい。ちょっと言葉足らずですけども、意を酌んでいただきたいと思いますけれども、そういう基礎研究的なものもこの「応用」という言葉の中に含んでいただいて、基礎研究に力を入れていかなければ科学技術基本法の精神が達成されないのではないかと、このように思うわけでござい

ます。それに関連しまして、科研費との関連を質問させていただきます。

大学それから国立研究機関の研究費のほとんどはこれまで科研費、科学技術研究費、これは補助金ですけども、これによって賄われてきました。文部省の御努力によって大変大きな伸びで、平成八年度は一千億円を超えました。この科研費も、最近研究者の中で言われておりますのは、昔は、一律配分じゃないのですけれども、一律配分の必要があった。だから、何が何だかわからないような、ほかの人が理解できないような研究にもその科研費が行って、思わぬ成果を生む、こう

いうところがあつたけれども、最近、その科研費も傾斜配分的に、プロジェクト的な、目的的研究的なものに重点配分されるようになってきた。今回のこの振興会法によって百十億円というお金が、これこそ、先ほど言いましたけれども、非常に目的に応用研究につき込まれる。いよいよ基礎研究に行くお金が少なくなる、日本の科学技術の基盤はほとんど少なくなるということが危惧されているわけですけども、今回百十億円、この振興会の事業として新たに目的的研究が、プロジェクト型の研究が追加されることになりましたので、例えばその枠、百億円程度の科研費を本

当の基礎研究につき込んだらどうかと思うわけですが、科研費との関連も含めまして、この点いかがでしょうか。

○林田政府委員 確かに科学研究費補助金がこれまで大きな役割を果たしてまいりましたわけでござい

ますけれども、おっしゃいましたように、科学研究費補助金は、人文・社会科学を含めたすべての分野にわたって研究者から公募した課題を厳正な審査の上で選択的に支援することによりまして、我が国の研究基盤を形成する基幹的な研究費として使われてきたわけでござい

ます。それに対して近年相当な予算の増を認めていただきましたし、また社会的にも、特に世界的な研究拠点を

つくっていくというふうなことが大変重要になってまいりましたので、そういう意味での重点的な科目も設けて、両方負担を担当してきたというのが実態でございます。今回、おかげさまで出資金制度というものを認めいただきました。この出資金によりまして、科学研究費でいろいろな成果を出しておりますものをさらに発展させる、大きな規模で発展させるというふうなことがいろいろ可能になってまいろうかと思

す。

○齊藤鉄委員 それと関連して、要するにどう  
いう研究プロジェクトを採用するかという評価の  
問題が今後非常に重要になってくるかと思いま  
す。成功するかどうかかわからない、どうい  
う結果が出るかわからない、そういうテーマにお金を  
つぎ込むわけですから、その評価は非常に難  
しくなってくるかと思いますが、いわゆる研究が終  
わった後の評価ではなくて、これから始める研  
究を採用するかどうかの評価、それをどうい  
うシステムで進められるか。また、そういう研究  
ですら、もうこれはやってもだめだということも  
当然あると思います。途中でどう以上進めても  
意味がないということがわかる、それは、それが  
わかること自体一つの意味があると思うわけ  
ですが、その途中でやめるという評価、その辺に  
ついてお伺いいたします。

○林田政府委員 今回の事業により研究プロ  
ジェクトの選定に当たりましては、出資金の趣旨  
や社会的要請、さらには学術研究の動向を踏ま  
え、その上で決定することになっております。

具体的な選定方法といたしましては、日本学術  
振興会にすぐれた研究者や産業界の代表者から  
成ります事業委員会を組織いたしまして、ここ  
で研究事業の基本的方針や研究分野、研究テ  
ーマが決められることになっております。研究分  
野、計画の選定に当たりましては、幅広い研究  
者からの意見、提案を求めますとともに、学術  
審議会の答申、建議などの趣旨を生かしなが  
ら、また、日本学術振興会がこれまで長い間  
やっております産学協力委員会を持っております  
ので、ここでの成果、それから科学研究費等  
により研究活動、それから国公立大学にお  
きます各種研究事業の成果を十分活用する  
ように配慮することといたしております。具  
体的な選定方法といたしましては、事業委員  
会が選定した各研究分野ごとに当該研究分  
野に責任を持つ第一級の研究者で組織いた  
します研究推進委員会を設置いたしまして、そ  
からいろいろ御提案をいただいて決定をして

くということにいたしております。

また、選定された研究が始まったプロジェクト  
につきましては、原則的に五年間続けられること  
を予定しておりますけれども、その間、毎年研究  
の実施状況について報告書を出していただくこ  
とにいたしております。研究者に対し必要な助  
言などを行うことになっております。また、二年  
間の研究が終わった時点では、事業委員会に置  
かれます評価委員会による中間評価を行いま  
して、出資事業として知的資産の形成が図られ  
る見込みがあるかどうかを判断され、見込みが  
ない研究については打ち切ることもあり得ると  
いうふうに考えております。

○齊藤鉄委員 もう一点、気になる点を質問さ  
せてもらいます。

今回、ポストドクター、つまり博士は取ったけ  
れども就職口がない、博士浪人も呼ばれてお  
りませんが、そういうポストドクターをこのプロ  
グラムに採用するということが言われて、それ  
自体は非常にすばらしいことだと思つてお  
りますが、他の省庁、科技厅や通産省等でも  
同じようなプログラムがございます。ところが、  
そのポストドクターの処遇が文部省管轄だけ  
非常に低い。例えば科技厅ですと、いろいろな  
場合によって違いますが、一人当たり五十八  
万円とか六十万円という労働対価が払われ  
る。ところが、この学術振興会のものだけに  
ついては三十万円でございます。この処遇の  
差はどうしてでしょうか。同じような研究活  
動に従事して処遇に差が出るというのはちょ  
っと理解できないのですが。

○林田政府委員 先生御指摘のとおり、いわ  
ゆるポストドクターの支援につきましては、各  
省庁いろいろな制度を持ってございまして、  
御指摘のように、科技厅のものについては  
かなり高いものがあるという事は事実でござ  
います。しかし、ポストドクターの制度の違  
いがそれぞれあるわけでもござい  
ます。

日本学術振興会の特別研究員はいわゆる  
フェローという位置づけでございまして、み  
ずから

意思で研究課題や研究場所などを選択いた  
して研究をするということで、雇用関係は  
ない、それから、指導教官との直接の、助  
言は受けることにはございまして、指揮監督  
というふうな関係ではないというふうな  
ことでもございまして、科学技  
術庁の関係のものは、主として雇用関係  
によって負担をされているというふうな  
ことはござい  
ます。

私どもといたしましては、このような制度の  
違いはございまして、特別研究員の研究奨  
励金の額につきましては、それぞれが安心  
して研究に専念できるように今後とも努  
力したいと思つて  
おります。

ちなみに、平成八年度予算におきましては、  
例えばポストドクターにつきましては、従  
来の、七年度二十八万二千円を三十万  
八千円というふうな形で増額もお願い  
しているところでござ  
います。今後とも必要な努力をして  
まいりたいと思つて  
おります。

○齊藤鉄委員 その点に關しましては、  
ちょっと納得がたいところもござ  
いますので、今後また議論をさせて  
いただきたいと思います。

もう時間が参りましたので終わりますが、  
今回の振興会法の改正を、私は一つの  
点から、一つは、研究風土の改善、  
ゆるま湯的な研究風土を改善する、  
そのきっかけにしたい、それから、  
基礎研究に文部省としても力を入  
れたい、それだきたい、そのき  
っかけにしたい、その二点を要  
望して、質問を終わります。あり  
がとうございました。

○柳沢委員長 次に、山原健二郎君。

○山原委員 私も日本学術振興会法  
について質問をいたします。

この財源を建設国債にゆだねるとい  
うことでございまして、いわゆる  
応用研究が主流になって、日本  
の大学の研究が極めていびつな  
ものになるのではないかという  
点を指摘しておきたいと思  
います。

それで、ちょうど四年前にこの  
委員会では私は科

研究の問題について質問を  
しましたが、これについて、  
当時の学術国際局長は、  
倍増を約束してござ  
います。来年度初めて  
一億円台を超えるわけ  
でございまして、しか  
し、これでも採択率は  
三〇％行かないかであ  
りまして、引き続き  
本増額が求められて  
いるところでござ  
います。

教官当たり積算校費及び学生  
当たり積算校費を抜本的に充  
実することでございますが、  
この間、全くこの点は  
伸びが抑えられている  
わけでございまして、  
実際に我が国の研究  
者の研究費を見ます  
と、アメリカの三千三  
百五十万円に對して日  
本の大学では千五百  
五十万円と、半分な  
のです。こういう状態  
にあるわけですが、こ  
の校費の増額をぜひとも  
実現していただきたい  
というのが、大学人、  
研究者の一番大きな  
要求でございます。

○兩宮政府委員 大学の研究者  
にとっての研究費の問題  
でございます。

予算の仕組みとして二つござ  
いまして、一つは、先生  
も今御指摘のように、  
科研費でありまして、  
とか、それからただいま  
御審議をいただいてお  
ります学術振興会の出  
資金もそれにかかわ  
るかと、思うわけで  
ございまして、すぐ  
れた研究者あるいは  
研究者グループに對  
して交付される、そ  
ういふ種類の研究費  
が一つあるわけで  
ございまして、科  
研費につきましては、  
御案内のように、  
今年度九十四億円増、  
対前年度一〇％強の  
伸び率の一千八百  
億円という予算を確  
保していただこうと  
いうことをお願い  
しているところで  
ござ  
います。

また、もう一つ、ただいま  
申し上げましたのは、  
国公立大学共通の  
ところであるわけで  
ございまして、国立  
大学だけに限って  
申し上げますと、先  
生今御指摘のよう  
に校費というのが予  
算項目であるわけ  
でございまして、こ  
れは研究活動だけ  
に振り向けられる  
ものではないわけ  
でございまして、  
現実の問題として  
研究活動に振り  
向けられる部分が  
かなりあるわけで  
ございまして、そ  
の意味で校費の充  
実という御指摘  
があつたかと思  
うわけ

でございます。

平成八年度予算におきまして、大変厳しい状況でございますけれども、教官当たり積算校費について見てまいりますと、単価増で一・四％の増ということを図っておるところでございます。

○山原委員 科学技術基本計画の策定に当たっての主要検討課題の中に、経常研究費、これは教官当積算校費また研究費等となっておりますが、旅費を挙げているわけでございますが、これは、文部省がやはり率先してこれを計画策定の中に組み入れていくという姿勢が非常に必要だと思っております、時間がないので、この点はなお検討し、頑張ってくださいと思います。

積算校費の増額要求は大学人にとって大変切実であります、今申しましたように、ちょうど五年前の国大協の発表によりまして、教官の直面する教育研究費の現状が発表されまして、圧倒的な要求が教育研究費、積算校費の倍増であったというふうに出ているわけです。ところが、実態は大変要求の強い旅費に至っては一九九一年から据え置いたままですね。これは何としても改善をしていただきたいと思っておりますが、この点についての文部大臣の御意見を伺っておきたいのです。

○奥田国務大臣 まず、科研費につきましては、今局長答弁しましたとおり、ことし初めて一千億円を超えた、一千八百億円になったのでございますが、なお十分ではございませんから、積み上げにこれからも努力をしております。

それから、積算校費につきましては、先生さんなにおっしゃいますけれども、ことしは一・四でありますが、平成七年度、去年も一・四増、平成六年の場合は一・八増、平成五年の場合は一・二増と、少しづつではあります、上昇気流に乗せてきてはいるわけですね。先生がおっしゃる倍増というわけにはなかなかいきませんが、なおこの積み上げには努めてまいります。

○山原委員 前に、だれか局長がここで約束したものですからね、私はたびたびを使っているのですが、時間の関係で、おきます。

もう一つの問題ですが、最近新聞等で発表されております、東大の駒場寮の問題でありますけれども、ここはもう御承知のように、大寮学生がおりまして、安くてしかも自炊もできる、サークルもあれば自治会もあるということで、今日まで使用されてきたわけですが、今回、この駒場寮の廃寮、そのことが問題になりまして、いろいろないきさつがあるようですが、端的に言いますと、現在、電気、ガスがとめられているわけでございます。

ここは学生にとって生活、勉学の場所でありまして、言うならば、これはもう学生の生活の一部ですわね。そこでガスがとめられ、電気がとめられということ、聞きますと、毛布をかぶってやっている、あるいは、夜になればろうそくを立ててやっているというような状態が報告をされておりました、私も病院閉鎖とかいうようないろいろな経験をしていますけれども、そこまでやるところはちょっとないわけですね。まして、これは学問の府ですから、そこでこんなことが行われるというのは全く意外な事でありまして、この点は文部省としても、これは言うならば人道上許しておけない問題でありますから、これについての適切な措置をとってもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、三鷹寮に移転するといいますが、改築をするといいますが、その問題と絡んで駒場寮の廃寮ということになったのではなからうかというような話もあるわけですが、実際にこの三鷹寮への移転の条件として駒場寮廃寮ということがあったのかどうか。そういう指導をまさか文部省がしておるとは思いませんが、この辺について見解を伺っておきたいのです。

○両宮政府委員 三鷹寮との関係はいかにいうことでございますが、関係はございます。これは、東京大学といたしまして、旧三鷹寮、それから現在あります駒場寮、いずれも、少なくとも駒場寮につきましては築後六十年以上もたっておりまして、居住環境も非常に悪化してあるわ

けでございます。そこで、駒場寮と三鷹寮とに對処いたしました、新しく三鷹に留学生との混住方式によりまして新しい三鷹寮を建てまして、駒場寮の学生につきましては、希望者については新しい三鷹の留学生寮に入ってくださいという考え方もあって、東京大学として平成四年から既にその計画を進めてきているところでございまして、東京大学といたしまして、この三月末をもって駒場寮を廃寮するという決定をいたしましたように承知しておりますところでございまして。

○山原委員 電気、ガスの問題は。

○両宮政府委員 この三月末をもって東京大学としては廃寮を決定いたしております。この方針につきましては、かねてから学生側に対しても何度も説明をしておるといように承知しておりますし、その方針に従って、今年度以降廃寮とするというところのための措置を講じようということ、大学側が努力しておるといように聞いておるところでございます。

○山原委員 時間がないものですから、大変不十分なことになりますけれども、今、関係があるとおっしゃったのですが、これは文部省が直接指導してやっておるのですか。あるいは、こういう問題については、当然その学生との話し合いあるいは自治会との話し合い、これはもう東大闘争のとき以来ずっと民主的な解決の方法は出ているわけですから、そういった問題については本場に話し合って解決をするという、まさに大学の府にふさわしい解決の方法を見出すべきではなからうかと思っておりますが、この点、改めて伺いしておきます。

○柳沢委員長 両宮局長、手短かにお願いします。山原君、大変恐縮ですが、時間が参っておりますので、よろしくお願いします。

○両宮政府委員 これにつきましては、かねてから東京大学として計画を立て、文部省としてもその計画について了承し、それについて、三鷹の留学生宿舎については必要な予算措置を講じてきた、こういうことでございまして。

したがって、文部省がというお尋ねでございますが、東京大学の計画に従って文部省として必要な予算措置も講じてきた、こういうことでございまして。

○山原委員 大学ですから、だから大学が話し合いをして方針を変えれば、またその展望が見出せると思っていますので、御努力をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○柳沢委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○柳沢委員長 この際、本案に対し、片岡武司君外三名から、自由民主党、新進党、社会民主党・護憲連合及び新党さきがけの四派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山口那津男君。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する修正案  
(本号末尾に掲載)

○山口(那)委員 日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしておりますので、朗読を省略させていただきます。

本法律案の施行期日「平成八年四月一日」は既に経過しておりますので、これを「公布の日」に改めることとするほか、地方税法及び法人税法の一部改正に伴う経過措置を追加するものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○柳沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○柳沢委員長 これより原案及び修正案について討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、日本学術振興会法の一部を改正する

法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、片岡武司君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳沢委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳沢委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

午後零時五十九分散会

〔報告書は附録に掲載〕

### 日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条・第二十一条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第一条中「日本学術振興会は」の下に「、学術の応用に関する研究を行うとともに」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(資本金)

第四条の二 振興会の資本金は、百十億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3 振興会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十條中「役員は」を「会長、理事長及び監事は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命する。

第十三條中「文部大臣は」を「文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「行ない」を「行い」に改め、同項第五号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一 学術の応用に関する研究を行うこと。

第二十条の次に次の一条を加える。

(業務の委託)

第二十条の二 振興会は、文部大臣の認可を受け定める基準に従つて、前条第一項第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

第二十五条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「決算報告書」の下に「次項において業務報告書等」という。を加え、「つて」を「付けて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 振興会は、前項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに業務報告書を事務所に備えて置かなければならない。

第三十八條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十九條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(役員に任命に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に理事である者は、その際改正後の日本学術振興会法(以下「新法」という。)第十條第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、新法第十一條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

(財務諸表等に関する経過措置)

4 新法第二十五条の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同条の財務諸表及び附属明細書並びに業務報告書等から適用する。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「、日本学術振興会を削る。

(法人税法の一部改正)

7 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本開発銀行の項の次に次のように加える。

日本学術振興会 日本学術振興会法(昭和四十二年法律第百二十三号)

別表第二第一号の表日本学術振興会の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

8 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本育英会の項の次に次のように加える。

日本学術振興会 日本学術振興会法(昭和四十二年法律第百二十三号)

理由

学術研究を推進するため、学術の応用に関する研究を行うことを日本学術振興会の目的及び業務に加え、日本学術振興会に対し政府が出資することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本学術振興会法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「平成八年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第八項を附則第十項とし、同項の前に次の一項を加える。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

9 施行日の属する日本学術振興会の事業年度に

関する法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

7 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する日本学術振興会の事業年度に関する地方税法の規定の適用については、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。